地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）案に対する意見書の提出について

長岡市公告第249号で公告の、地域計画案について、利害関係人は、縦覧期間満了の日（令和８年11月30日）までに、下記により市に意見書を提出することができます。

記

１　意見書の提出先及び問い合わせ先

長岡市農林水産部農水産政策課

長岡市大手通２丁目２番地６　長岡市役所ながおか市民センター庁舎内

電話　　０２５８－３９－２２２３　（問い合わせ用。電話による提出はできません。）

ファックス　０２５８－３９－２２８４

２　意見書の提出に当たっての注意事項

⑴　提出方法

前記１の窓口への持参又は郵便、ファックスのいずれかの方法によることとし、電話での意見は受け付けできません。なお、様式は、任意のものでかまいません。

⑵　意見書の表記

意見書は日本語の表記に限ります。

⑶　住所等の表記

個人が意見書を提出するときは住所、氏名、職業を、法人が意見書を提出するときは法人名、代表者名、事務所の所在地を記載してください。

⑷　意見書の公表、取扱い

提出された意見書は、公表する場合があります。ただし、個人が特定される場合や、財産権等を害するおそれがある等のときは、公表の際に当該箇所を非公開にすることがあります。

なお、提出された意見書に対する個別の回答は行いません。

⑸　その他

地域計画案以外に対して意見書の提出はできません。